

## 集合住宅の建築に関する条例事前協議について（危機管理課）

### 提出書類

・「集合住宅の建築事前協議受付票」※	1部
・案内図、1階平面図、防災備蓄倉庫設置階平面図、断面図 (防火用貯水槽を設置する場合、位置等を明示してください。)	各1部

※集合住宅の建築事前協議受付票については、原本1部と写し1部を危機管理課に提出していただき、写しのみに受付印を押印し、返却します。

なお、写しについては、建築計画書提出の際に添付してください。

#### 1 条例第11条（防災備蓄倉庫）

建築主は、集合住宅に規則で定める基準の防災備蓄倉庫を設置すること。

##### 施行規則第7条

	防災備蓄倉庫の面積等
面積等	住戸数×0.1㎡以上
高さ	2.1メートル以上
備蓄品	居住者3日分以上の飲料水、食糧、簡易トイレ等を備蓄するよう努めること。

- ・面積は、壁芯（壁の中心線）で算出してください。（柱の部分は、面積から差し引く）
- ・面積が分かるよう平面図等に表記してください。
- ・高さが分かるよう断面図の添付又は図面に表記してください。
- ・水害時に備えて上層階への設置を検討してください。
- ・協議先：危機管理課自助共助係 直通電話03-5654-8254

#### 2 条例第19条（防火用貯水槽）

建築主は、集合住宅に設置する防火用貯水槽について、規則で定める内容を所轄消防署と協議し、必要に応じて、規則で定める基準を満たす防火用貯水槽を設置すること。

##### 施行規則第15条

防火用貯水槽の水槽容量は、40トン以上とすること。

防火用貯水槽の設置に際して建築主は、この申請手続き提出前に所轄消防署に必要性の有無及び位置と構造の確認を受けることとする。

- ・防火用貯水槽を設置する場合は、1階平面図等に貯水槽の容積が確認できるよう求積図、容量、位置等を明示してください。

- ・協議した日付及び消防署の対応者を受付票第11欄に記入して下さい。
- ・協議先：消防署警防課防災安全係（水利担当）
  - 本田消防署 東立石3-12-7 電話03-3694-0119
  - 金町消防署 金町4-15-20 電話03-3607-0119
- ・管轄消防署及び管轄地域
  - 本田消防署：堀切1～8丁目、四つ木1～5丁目、東四つ木1～4丁目  
高砂1～5丁目、東立石1～4丁目、青戸1～8丁目  
白鳥1・2・4丁目、奥戸1～3丁目、立石1～8丁目  
西新小岩1～5丁目、東新小岩1～8丁目、新小岩1～4丁目  
宝町1・2丁目、西亀有1・2丁目、小菅1～4丁目  
お花茶屋1～3丁目、東堀切1～3丁目、鎌倉1～4丁目  
細田1～5丁目
  - 金町消防署：上記以外

#### 地域防災への貢献（お願い）

集合住宅の建築後に結成される管理組合に対して、災害発生時において、近隣関係住民と協力し、次に掲げる取り組みに貢献するよう働きかけてください。

- 1 大規模災害が発生した場合における一時的な避難場所として、浸水深以上となる当該集合住宅の共用部分（廊下、階段、エレベーターホールなどの部分で、葛飾区荒川、江戸川、中川洪水ハザードマップにおいて、当該敷地に想定される部分について、地域住民に提供してください。
- 2 大地震が発生した場合における救助、生活支援について、近隣関係住民と協力体制を構築してください。

・問合せ先：危機管理課計画係 直通電話03-5654-8572

#### 【提出先】

#### 葛飾区地域振興部危機管理課

代表電話03-3695-1111（内線3994）

FAX 03-5698-1503